

見積結果報告書

| | |
|---------|---|
| 見積日時・場所 | 令和 2 年 2 月 6 日 10 時 05 分 第4庁舎 第7会議室 |
| 委託業務名 | 令和元年度釜石市津波避難誘導機器設置(その1B)業務委託 |
| 受託者 | 住所 岩手県盛岡市三ツ割5-17-23 |
| | 氏名 有限会社東北エヌティエス 代表取締役 佐々木 愛美 |
| 契約金額 | 24,970,000 円 |
| 履行期間 | 自 令和 2 年 2 月 10 日 至 令和 2 年 3 月 27 日 |
| 業務委託場所 | 釜石市 東部地区、鶴住居地区 |
| 業務概要 | 津波避難誘導機器設置の迅速化と効率化を図るため、現地調査から設置までを一体的な業務として行い、平成25～27年度に実施した「避難誘導機器等整備基本計画策定業務」及び「避難誘導機器等整備基本計画策定(その2)業務」を踏まえ、平成28～29年度に実施した「津波避難誘導機器実施設計(その1)業務(以下「実施設計」という。))を基に、津波避難誘導機器の設置業務に係る打ち合わせ、業務計画の作成、詳細設置箇所現地調査、標識盤面レイアウト設計、各種の許可申請書や完成届等の書類資料作成及びその協議と手続き、製作、設置、業務完了報告書作成に係る一切の業務とするもの。 |
| 随意契約理由 | 当該業務は、避難誘導機器設置に関し、現地調査から設置までを一体的な業務として委託するものであり、防災及び避難誘導機器製作・設置において専門的な知識を要するとともに、業務遂行能力や企画内容など価格以外の要素が重要である。 このため、公募型プロポーザルを実施し、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断された事業者として有限会社東北エヌティエスが選定された。 同社以外の業者では、契約の目的を達することができないことから、同社と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定により随意契約しようとするものである。 |

